

知 事 意 見 (要 綱)

平成 1 6 年 3 月 2 4 日

真庭産業団地事業計画変更（企業誘致計画の変更）に係る環境影響評価実施計画書について、久世町長、落合町長及び久米町長、関係地域住民並びに岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を勘案し、慎重に検討した結果、意見は次のとおりであるので、環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）に反映させるとともに、調査、予測及び評価の結果に基づき、当該事業に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減するなど環境保全上必要な措置について特段の配慮を願いたい。

記

1 . 事業計画について

誘致業種及び具体的な計画地への配置については、現段階で確定できないため、中国地方での企業立地状況等から想定しているが、環境影響評価を行う上での諸元設定等に大きな影響があることから、準備書の作成に当たっては、その時点の企業誘致状況等を十分に勘案した事業計画とすること。

2 . 環境影響について

計画変更により、新たな環境影響の要因となる各事業所からの排水については、高度処理を備えた集合処理とすることが望ましいが、やむを得ず個別処理によるのであれば県内の他工業団地の放流水質等も参考の上、処理水質目標値の更なる低減化について検討すること。

また、西谷川及び宿川は河川流量が少なく、排水による水質や水生生物への影響が特に懸念されることから、放流先の水況を詳細に把握の上、水質等への影響を最大限低減するような排水計画とすること。

3 . 調査、予測及び評価の手法等について

(1) 当該環境影響評価は、上物計画の変更に係る環境影響を対象にしているものであるが、動植物等の自然環境への影響については、造成工事着手以降の環境影響を総合的に勘案し事業全体としての環境影響の低減を図る必要がある。

従って、これまでの団地造成に係る環境影響を総括した上で、必要に応じて移殖個体の生育状況等についての現地調査を実施し、その内容を準備書で明らかにすること。

(2) 当団地は、背後に山地が接する小盆地地形であり、更に、区画によっては周辺住居等と大きな標高差が生じる特殊な地形条件であることから、大気質や騒音等の予測に当たっては、これら地形条件も十分に勘案したものとすること。

4 . 指摘事項について

別掲の指摘事項についてそれぞれ検討し、適切に対処されたい。

指 摘 事 項

1．環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

(1) 大気環境

ア．大気質や騒音等の予測諸元として重要な燃料使用量や発生交通量等の設定については、適切なものとなっているか、最新の企業誘致の状況等を十分に勘案し検証すること。

イ．発生交通量については、当初環境影響評価から減少するため、大気質、騒音及び振動への新たな影響が生じるおそれはないが、発生交通の一層の低減化や分散化を図るよう検討し、その結果を準備書で明らかにすること。

ウ．バイオマス発電施設の導入が検討されているが、その詳細諸元を準備書で明らかにすること。

また、当施設は、排出ガス量が多く山間部に位置することから、大気安定度等の気象条件及び施設の最大負荷時条件を適切に設定し、短期的予測計算を併せて実施しその影響を評価すること。

なお、ダイオキシン類の予測評価に当たっては定量的に実施すること。

(2) 悪臭

導入予定の飼料肥料製造業について、その製造形態によっては、悪臭の発生による周辺住居等への生活環境への影響が懸念されることから、類似事例における調査を行うなど、適切な発生源からの排出状況の把握や原単位設定を行うとともに、原材料等の搬出入時の悪臭防止策についても十分に検討すること。

2．地域の景観の保全及び人と自然との豊かな触れ合いの確保

(1) 動物及び植物

ア．生物調査においては、前回アセスの環境保全目標との関連にも十分留意し、特に保全目標に設定した動植物の現状の把握については前回アセスにおける確認地点のみならず、流域を中心とした評価が可能であるよう調査を実施すること。

イ．底生動物について、特に水生昆虫については幼虫での同定が困難な場合は羽化後の成虫採取も実施すること。

(2) 生態系

生態系の調査に当たっては、既存文献等から得られた情報から、地域の特徴的な上位性種群、典型性種群等に絞った効果的な調査を実施すること。

なお、必要に応じ専門家の助言も仰ぐこと。

(3) 景観

山林及び田園景観を中心とした地域に立地企業の建築物等が出現することから、これら地域景観と調和するよう配慮することが重要である。

従って、各立地企業に対する建築物の設計等に当たっての景観方針を作成するなど、一定の意匠を担保した上で、適切に予測評価を実施するとともに、方針の骨子を準備書で明らかにすること。

なお、調査・予測地点として、南区域が直線的に見渡せる NO5 及び NO6 の中間地点を設定すること。

3．その他

卸売業に加え幅広く製造業を導入する誘致企業計画に変更するものであることから、地域住民の理解と協力が得られるよう、広く事業計画に関する情報を準備書に掲載することはもちろんのこと、事業推進に当たっても十分に配慮すること。

真庭産業団地事業計画変更（企業誘致計画の変更）の概要及び環境影響評価実施計画書の関係地域住民への周知結果について

1. 事業の概要

(1) 事業の名称

真庭産業団地事業計画変更（企業誘致計画の変更）

(2) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

岡山県（岡山県知事 石井正弘、岡山市内山下二丁目4番6号）

(3) 事業の目的

本事業については、平成7年2月に「岡山県北流通センター建設事業に係る環境影響評価」の手續を完了し、平成14年3月に造成工事を竣功している。

しかし、その後の社会情勢の変化により流通業のみを対象とした企業誘致が極めて厳しい状況となり、製造業等を含めた幅広い企業誘致を進める方針に変更する必要が生じ、その事業計画変更により、周辺環境への影響について当初環境影響評価から大きな変化が予想される。

このようなことから、本環境影響評価は、岡山県環境影響評価等に関する条例に基づき、再度、環境影響評価手續を実施するものである。

(4) 事業の種類

工業団地及び流通業務団地の造成を併せて実施する事業

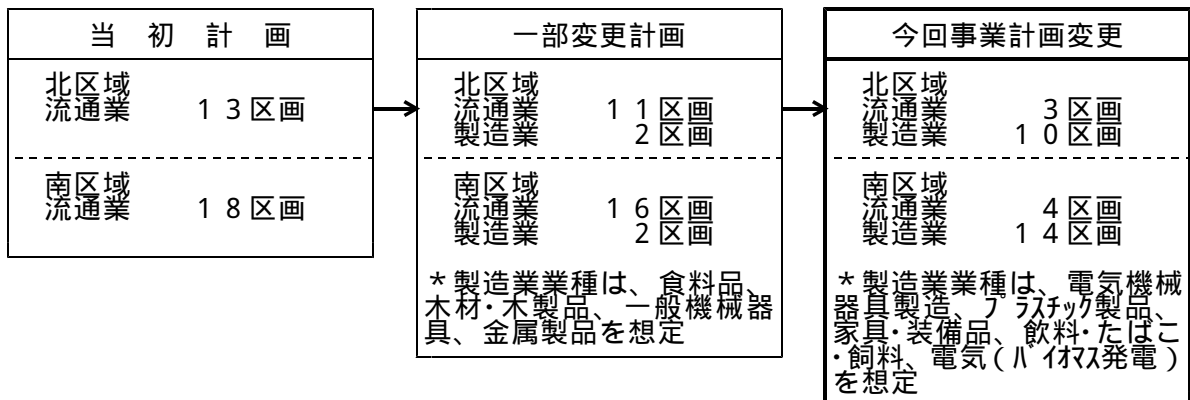
(5) 事業実施区域の位置

真庭郡久世町中原、大内原及び落合町西谷

(6) 計画諸元

区 分	面 積（単位：ha）			摘 要
	北区域	南区域	計	
施設用地	17.7	16.2	33.9	北：13区画、南：18区画
道 路	15.3	11.3	26.6	幹線道路、管理道路法面を含む
法 面	2.2	0.4	2.6	
公共用地	1.0	1.4	2.4	公園、水道施設
自然緑地	12.9	6.2	19.1	
その他	2.3	4.0	6.3	調整池、ため池、水路
合 計	51.4	39.5	90.9	

(参考)



2. 関係地域住民への周知結果

(1) 公告の方法

日刊新聞紙への掲載

平成16年1月8日：山陽新聞（真庭圏版、美作版）

久世町、落合町、久米町広報誌への掲載

久世町広報誌 1月号（平成15年12月31日発行）

落合町広報誌 12月号（平成15年12月19日発行）

久米町広報誌 12月号（平成15年12月20日発行）

(2) 縦覧

縦覧期間

平成16年1月9日(金)～1月23日(金)

縦覧場所

岡山県商工労働部企業立地・物流推進課（岡山市内山下2-4-6）

真庭地方振興局総務振興部総務振興課（勝山町勝山591）

津山地方振興局総務振興部総務振興課（津山市山下53）

久世町産業課（久世町大字久世2928）

落合町産業振興課（落合町大字垂水1901-5）

久米町住民課（久米町中北下1300）

縦覧者数

3名

(3) 意見書の提出期間

平成16年1月9日(金)～1月30日(金)

(4) 住民からの意見書提出数

0通